2　当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。

3　当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**○東北地方整備局告示第九十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| いわき市錦町雷一二四番四から同市錦町作鞍一二〇番四まで | 前 | 三〇・一〇～四七・二〇 | メートル | 〇〇・二六〇 | キロメートル |
| | 後 | 二九・八〇～四七・二〇 | | 〇〇・二六〇 | |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第九十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| いわき市四倉町字六丁目二八番五から同市四倉町字六丁目一六〇番一まで | 前 | 一八・〇五～四〇・六五 | メートル | 〇〇・二九〇 | キロメートル |
| | 後 | 一八・九七～四〇・六五 | | 〇〇・二九〇 | |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第九十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| いわき市四倉町細谷字大町三〇番一から同市四倉町細谷字小橋前一番一まで | 前 | 一八・三五～五五・四二 | メートル | 〇〇・三八一 | キロメートル |
| | 後 | 一八・四六～五五・四二 | | 〇〇・三八一 | |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

2　当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。

3　当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

**○東北地方整備局告示第九十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番二から同町志津川字新井田五〇番四まで | 前 | A 一〇〇・八〇～一六・四〇 | メートル | 〇・五六〇 | キロメートル | 上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B 一一六・四〇～一七〇・七〇 | | 二一・八九 | | |
| | | C 一一三・六四～一一七・七六 | | 二・四二八 | | |
| | | D 一〇〇・八〇～一二八・〇〇 | | 〇〇・五四六 | | |
| | | E 一〇〇・八〇～一六・四〇 | | 〇〇・五六〇 | | |
| | 後 | A 一一〇・五〇～一六・四〇 | | 〇・九五二 | | |
| | | B 一一六・四〇～一七〇・七〇 | | 二・四二五 | | |
| | | C 一一三・六四～一一七・七六 | | | | |
| | | D 一〇〇・八〇～一二八・〇〇 | | | | |
| | | E 一〇〇・八〇～一六・四〇 | | | | |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第九十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日　東北地方整備局長　津田　修一

| 路線名 | 供用の開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十五号 | 宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保六番一五から同町志津川字五日町九四番まで | 東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成三十年三月二十九日

**○東北地方整備局告示第九十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により本局長において実施中の町道の修繕工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月二十九日

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事完了の期日 |
|---|---|---|---|
| 福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字上八平乙から同町大字小沼崎字上八平乙まで（沼尾シェッド） | | 修繕 | 平成三十年三月三十日 |

東北地方整備局長　津田　修一

**○東北地方整備局告示第九十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

東北地方整備局長　津田　修一